

新旧対照表

○伊豆市議会基本条例（平成28年伊豆市条例第23号）

改正後	改正前
<p>（委員会の活動）</p>	<p>（委員会の活動）</p>
<p>第5条</p>	<p>第5条</p>
<p>4 委員会に関しては、別に伊豆市議会委員会条例（平成16年伊豆市条例第189号）で定める。 （政治倫理）</p>	<p>4 委員会に関しては、別に伊豆市議会委員会条例_____で定める。 （政治倫理）</p>
<p>第8条</p>	<p>第8条</p>
<p>2 政治倫理に関しては、別に伊豆市議会議員政治倫理条例（平成25年伊豆市条例第15号）で定める。 （議員定数）</p>	<p>2 政治倫理に関しては、別に伊豆市議会議員政治倫理条例_____で定める。 （議員定数）</p>
<p>第21条</p>	<p>第21条</p>
<p>2 議員定数は、別に伊豆市議会の議員の定数を定める条例（平成19年伊豆市条例第28号）で定める。</p>	<p>2 議員定数は、別に伊豆市議会の議員の定数を定める条例_____で定める。</p>